

秋田県公文書館条例

公 布 平成 5 年 3 月 31 日 条例第 2 号

(設置)

第一条 歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供するため、公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）第四条第一項の公文書館として、秋田県公文書館を秋田市山王新町十四番三十一号に設置する。

(規則への委任)

第二条 秋田県公文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成五年十一月二日から施行する。